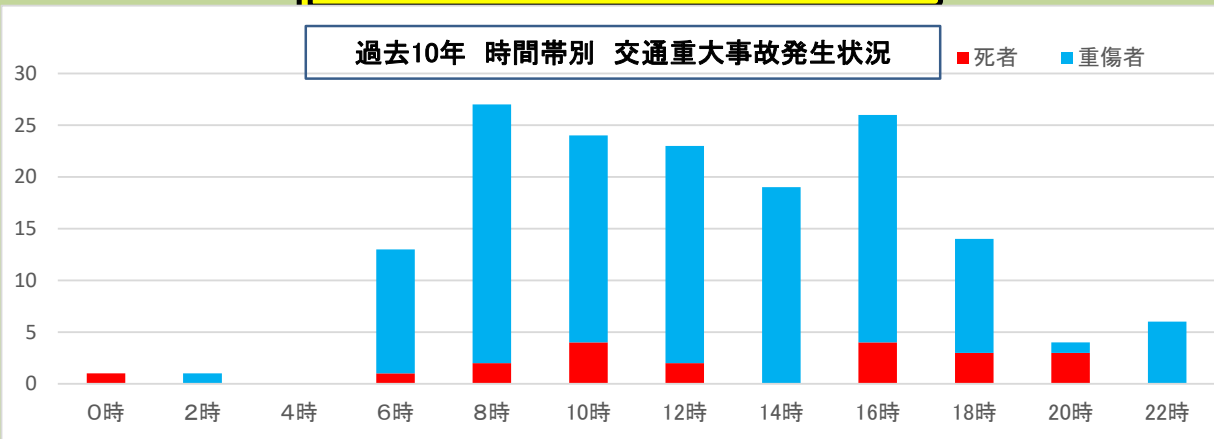


速度取締り指針

西予署管内における交通事故実態



- 過去10年間に於ける交通重大事故の発生時間帯をみると、通勤・退勤時間帯（午前8～10時、午後4～6時）が多いことから、出退勤時間帯に集中して速度取締りを実施する。
- 令和6年中に於ける事故のうち、国道56号上での事故がおおよそ半数を占めている。交通事故総量を抑制するためにも、国道56号及びその周辺道路に於ける速度取締りを強化する必要がある。
- その他の事故の多くは、各旧町（宇和、三瓶、明浜、野村、城川）に通じる県道上で発生しており、幹線道路を中心とした取締りを実施する。
- 令和6年中に交通死亡事故が2件発生しているところ、いずれの事故も車線逸脱によるものであったことから、重大事故抑止の観点からも速度を抑制する必要がある。

西予署の速度取締り重点路線

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
・国道56号 ・その他幹線道路 （国道197号、441号、 旧町に通じる県道）	6:00～ 8:00 / 16:00～18:00	・宇和 ・宇和～野村、宇和～三瓶 宇和～明浜、野村～城川	・50km/h ・50km/h（一部40km/h）

◎ 重点路線・区間以外であっても、速度違反取締りを行います。

その他の交通指導取締り要点

- ◎ 自転車の交通違反については、必要な交通指導取締りを実施する。
- ◎ 重点路線以外にも、特に子供や高齢者を含む歩行者の安全を確保するため、通学路や生活道路及び要望が寄せられる個別路線での速度違反等の取締りを強化する。
- ◎ 主要幹線道路等において、速度違反はもとより、死亡・重体事故に直結する、横断歩行者妨害、シートベルト違反、信号無視、一時不停止等の取締りを強化する。